

野辺地町地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

2021(令和3)～2030(令和12)年度

2021(令和3)年3月
野辺地町

目 次

1. 背景	3
2. 基本的事項	4
(1) 目的	4
(2) 対象とする範囲	4
(3) 対象とする温室効果ガス	4
(4) 計画期間	5
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	5
3. 温室効果ガスの排出状況	6
(1) エネルギー消費の現状	6
(2) 二酸化炭素の算定方法	6
(3) 二酸化炭素排出の状況	6
4. 温室効果ガスの排出削減目標	8
(1) 目標設定の考え方	8
(2) 温室効果ガスの削減目標	8
5. 目標達成に向けた取組	9
(1) 取組の基本方針	9
(2) 具体的な取組内容	9
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表	11
(1) 推進体制	11
(2) 計画の進行管理	11

1. 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、平成27年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組である「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組が構築されました。

我が国では、平成10年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務付けられています。

また、平成28年には、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）（以下「地球温暖化対策計画」という。）が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を令和12年度に平成25年度比で26.0%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

野辺地町においても、公共施設への太陽光発電の導入を進めること等を始めとして、地球温暖化の防止に向けた取組を推進しています。

2. 基本的事項

(1) 目的

野辺地町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(以下「野辺地町事務事業編」とする。)は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、野辺地町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

野辺地町事務事業編の対象範囲は、野辺地町の事務・事業とします。ただし、外部団体が実施している一部の事務・事業を除きます。

庁舎関係	役場庁舎、健康増進センター、行政メモリアルセンター、コミュニティ防災センター
公民館・集会所	中央公民館(図書館含む)、馬門公民館、愛宕コミュニティセンター、烏帽子コミュニティセンター、コミュニティ防災センターなるさわ、有戸学習等供用センター
観光施設	愛宕公園、のへじ海浜公園、観光物産PRセンター、あったかハウスまかどの森、柴崎地区健康レクリエーション施設
学校施設	野辺地小学校、若葉小学校、馬門小学校、野辺地中学校、学校給食共同調理場
福祉施設	児童館、老人福祉センター、有戸地区はまなすふれあいセンター
社会教育施設	勤労青少年ホーム、歴史民俗資料館、体育館、サン・ビレッジのへじ、運動公園
廃棄物処理施設	一般廃棄物最終処分場
水道施設	上水道施設
消防団	消防団(公用車9台含む)
公用車	公用車(58台)

(3) 対象とする温室効果ガス

本計画では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項が対象としている7種類の温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化窒素)のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素を測定・削減対象とし、その他のガスは排出量が極めて少なく算定が容易ではないため、対象外とします。

(4)計画期間

令和3年度から令和12年度末までを計画期間とします。ただし、計画開始から5年後の令和7年度が第6次野辺地町まちづくり総合計画の前期基本計画の終了であることから、必要に応じて見直しを行います。

(5)上位計画及び関連計画との位置付け

野辺地町事務事業編は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び野辺地町まちづくり総合計画に即して策定します。

3. 温室効果ガスの排出状況

(1) エネルギー消費の現状

令和元年度(基準年度)のエネルギー消費量について下記に示します。

電気(kWh)	A 重油(L)	灯油(L)	ガソリン(L)	軽油(L)	LP ガス(m³)
2,690,281	282,100	94,172	18,239	25,741	789.9

(2) 二酸化炭素の算定方法

「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン(平成29年3月環境省策定)」に基づき、1年間の活動量に排出係数を乗じて算定します。

※ 液化石油ガス(LPG)は使用量(kg)＝使用量(m³)×1000/458(kg/m³)へ変換して算定した。

※ 二酸化炭素排出量は端数処理しているため合計値と内訳が合わない場合がある。

温室効果ガス排出量 = 活動量 × 排出係数

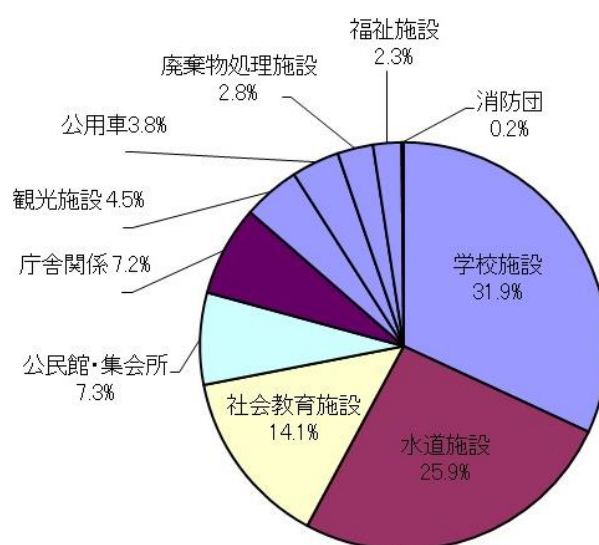
排 出 量: 燃料使用量等の温室効果ガス排出の原因となる活動量

排 出 係 数: 単位あたりの活動量に伴う温室効果ガス排出量

(3) 二酸化炭素排出の状況

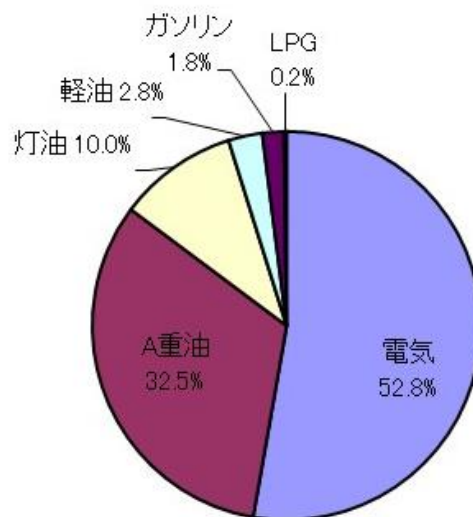
野辺地町の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量は、2019年度において、約2,356t-CO₂となっており、施設別では学校施設が31.9%、次いで水道施設、社会教育施設となっています。

施設等別	二酸化炭素排出量
	kg-CO ₂
学 校 施 設	751,608
水 道 施 設	611,097
社会教育施設	332,313
公民館・集会所	171,784
庁 舎 関 係	168,918
観 光 施 設	107,026
公 用 車	89,377
廃棄物処理施設	66,783
福 祉 施 設	53,186
消 防 団	3,698
計	2,355,790



また、エネルギー種別では、電気が5割強を占め、次いでA重油、灯油となっており、これらで二酸化炭素排出量のおよそ9割を占めています。A重油や灯油は主に暖房用に使用されていることから、地域特性による二酸化炭素の排出とも言えるものです。

エネルギー別	二酸化炭素排出量
	kg-CO ₂
電 気	1,242,910
A 重 油	764,491
灯 油	234,488
軽 油	66,412
ガソリン	42,314
L P ガス	5,174
計	2,355,789



4. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、野辺地町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度(令和12年度)に、基準年度(令和元年度)比で5%削減すること为目标とします。

項 目	基準年度(令和元年度)	目標年度(令和12年度)
温室効果ガスの排出量	2, 356 t-CO ₂	2, 238 t-CO ₂
削減率	-	5%

5. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組めます。

(2) 具体的な取組内容

★ 電気使用量の削減

1. 昼休み及び勤務時間外は必要箇所以外の照明は消灯する。
2. トイレや給湯室、会議室等の共有場所は利用者・担当者が消灯し、会議等で利用する場合は可能な限り開始直前に点灯する。
3. 天候や場所等を考慮し、不要な場所や日当たりの良い場所では消灯もしくは間引き照明にする。
4. パソコン・OA 機器の省電力機能や節電機能を利用し、不必要な機器は電源を切る。
5. 長時間使用しない電化製品はプラグを抜き、待機電力の節電に努める。
6. 計画的・効率的に業務を行い、時間外勤務や休日勤務を減らす。
7. 改修時や買い替え時は省エネタイプの機器を選択する。
8. 再生可能エネルギーの導入を念頭に、上位計画、関連計画との整合性を図りながら積極的に検討する。

★ 燃料使用量の削減

1. 利用状況や室内温度をこまめに確認し、効率的かつ適正な運転に努める。
2. 冷暖房は終了時刻や帰宅時間を考慮した運転をする。
3. 定期的に点検や清掃を行う。
4. お湯の流しっぱなしはしない。
5. 設備更新時は省エネ・新エネタイプの選択を検討する。

★ 公用車燃料使用量の削減

1. 近距離の移動は徒歩や自転車を利用する。
2. 出発前に必ず行き先を確認し、無駄のないルートとする
3. 不要な荷物は積まずに燃費向上を図る。
4. エコドライブに努め、アイドリングや急発進、急加速、急停止をしない。
5. 車両更新時は低公害車・低燃費車を検討する。

★ 水道使用量の削減

1. 日常的に節水を意識し、無駄な水を使わないよう努める。
2. トイレ使用時は擬音装置の使用を推奨し、節水に努める。

★ ごみの削減・リサイクル【3R(リデュース:抑制、リユース:再利用、リサイクル:再資源化)】の推進

1. 紙の裏面や使用済み封筒の再利用に努める。
2. 両面印刷や N-up 機能を使用し、紙の使用枚数抑制に努める。
3. 印刷前のプレビュー画面の活用や、コピー前のリセットボタンを押すなど、印刷ミスの削減に努める。
4. マイバック・マイボトル・マイ箸等の利用を促進し、ごみ減量化を図る。
5. 事務用品等はできるかぎり長期間使用、再利用に努め、詰め替え可能なものを選ぶ。
6. 不要になったものはすぐ処分せず、他課に呼びかける等して有効利用を図る。
7. 資源回収箱を設置して回収し、廃棄物の抑制に努める。

★ 環境配慮物品購入の実施

1. 物品購入の際はグリーン購入適用品の選択を進め、庁内での使用及び調達への意識づけを行う。

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

野辺地町事務事業編を推進するために、町長を委員長、副町長を副委員長とする「野辺地町地球温暖化対策庁内委員会」を設けます。各課及び各施設の地球温暖化対策推進責任者(各課長等)で構成し、計画の策定、見直し、進捗状況の把握を行います。

(2) 計画の進行管理

推進責任者は事務局長へ燃料使用量や計画の進捗状況を報告し、事務局は報告を基に温室効果ガス排出量の算出や全体的な計画の進捗状況を把握・分析し、必要に応じて対策を検討・実施します。取組の状況については町 HP や広報誌の活用、施設への掲示等で広く町民に PR していきます。